

提出先

FAX : 06-6694-6115 E-mail : sumiyoshi_c@osakacommunity.jp

「入場料等」の徴収有無（割増料金の適用有無）にかかるチェックリスト

このたび、大阪市立住吉区民センターを含む大阪市内の区民センター・区民ホール（区役所附設会館）において「入場料等」の徴収の有無による割増料金が適用されるかどうかをご確認することとなりました。裏面の注意事項を読み、下記の①～③について当てはまるものいずれかにチェックをしてください。

- ① 会館使用時に実費相当額を超える金銭をやり取りする（事前のやり取りを含む）
- ② 会館使用時に金銭をやり取りする（事前のやり取りを含む）
- （例）
- 会館使用時に有償サービスを行う
 - 講師（指導者）が自らの活動の主体として、指導料等を徴収する
 - 入場料や参加費等を徴収するが、実費相当である
 - チャリティ目的のイベントを行う
- ③ 会館使用時に一切の金銭のやり取りをしない（事前のやり取りも含む）

“①に該当する” → 【割増料金】を適用します

“②に該当する” → 収支計画書を提出の上、利益が上がらないことが確認できれば【通常料金】を適用します

“③に該当する” → 【通常料金】を適用します

大阪市立住吉区民センター 指定管理者 宛

記入日： 年 月 日

同意書

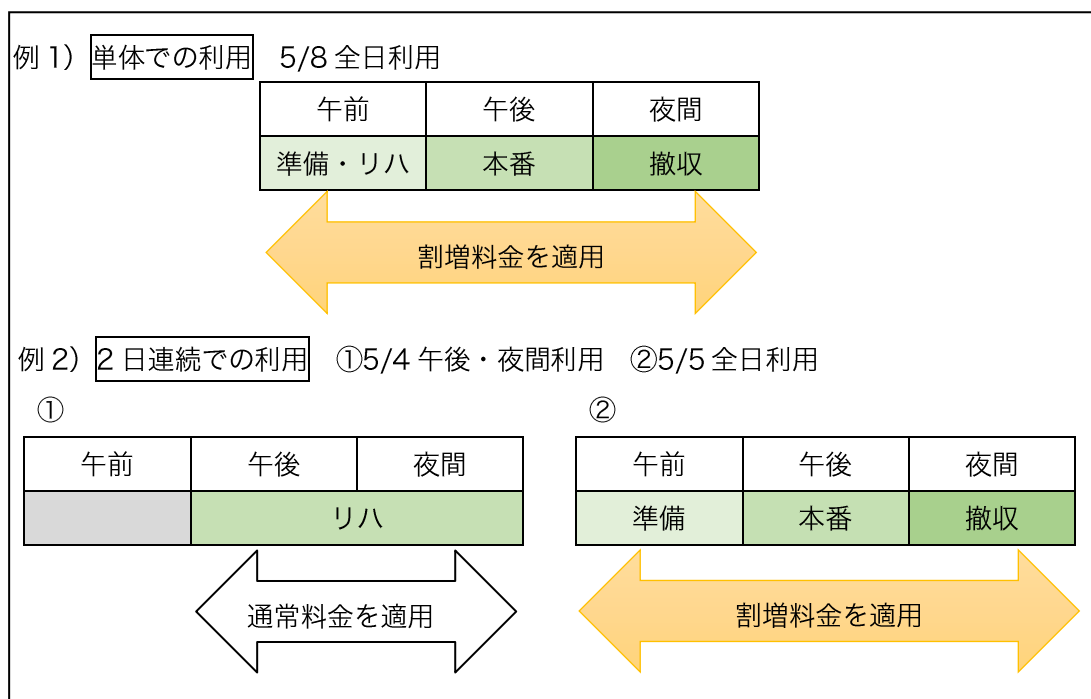
チェックリストの内容につき（通常料金 ・ 割増料金）を適用することに同意します。

※太枠線内をご記入ください。

団体名		
フリガナ 代表者氏名 (自筆)		
連絡先		
利用予定日		
	指定管理者記入欄	まで有効

≪ 「入場料等」の徴収有無にかかる注意事項 ≫

- 割増料金を適用する具体的な判断基準は「会館使用時に金銭のやり取りがあり、かつ主催者に利益が上がる」（事前の入場料、参加費等の徴収があり、かつ主催者に利益が上がる場合も同様）ことが確認できる場合です。
- イベント本番について割増料金が適用される場合、準備リハーサルや撤収作業に係る利用について、イベント本番と別の日に実施される場合は通常料金を適用することができます。一方、イベント本番と同日に実施する場合は「準備・リハーサル～イベント本番～撤収作業」を一体の利用として、割増料金を適用することとし、分割して申込むことはできません。



- 会館使用時に金銭のやり取りがあるものの、主催者側に利益が上がらない場合は、収支計画書の提出をお願いします（収支計画書の様式に決まりはありません）。
- 通常料金支払い後であっても「入場料等」有りに区分されることが判明した場合は、割増料金と通常料金の差額を請求いたします。
- 収支計画書で確認させていただく内容は、募集人数（参加予定人数）に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、開催に直接要する経費（会場使用料、講師料、材料や教材費等、器材借上料、その他開催に当たり支出すべき費用）以下であるかどうか、などです。
- チャリティ目的で収益金を寄付される場合は、事前に収益金の集め方や寄付の使い道をお知らせください。
- チラシや案内ビラなどがあれば、あわせてご提出ください。
- 事前に提出された内容から変更が生じた場合は、再度本紙を提出してください。虚偽の記載が確認された場合、使用許可を取り消されることがあります。